

第3回目の緊急事態宣言が大阪府において発出されようとしている状況に鑑み、今後の対応を次のとおりまとめる。

『緊急事態宣言下の対応』

大阪府ソフトボール協会 令和3年4月21日作成

「基本的な考え方」

試合を実施するのが私たちの使命です。何とか、やれる方法を模索すべきです。

さりとて、安全安心が最優先される課題でもあります。

相反する二つの課題を乗り越えるために必要な期間は必要な措置をとり対応します。

(1) 緊急事態宣言発令期間中の大会開催は自粛する

① - 1 自粛した大会（試合）は、延期とし宣言解除後に実施する。

② - 2 会場日程等の都合により実施が困難な場合は別の方法により代表を決定する

① - 3 近畿予選・日ソ大会も同様とする

原則として宣言解除後に実施するが、詳細は近畿協会・J S Aと協議し決定する

(2) 緊急事態宣言発令期間中の抽選会は代理抽選とする

② - 1 説明や結果は改めて通知しない、内容はすべて了承されたものとする

③ - 2 追加で必要となった日ソ登録書・プログラム用名簿等は総てメール等で提出する

(3) 緊急事態宣言発令による大会辞退チームは棄権（0-7）とする

③ - 1 新型コロナウイルス感染状況を起居とする辞退や棄権にはペナルティーは課さない

③ - 2 状況によっては、必要経費を差し引いて参加料を返金する

(4) 緊急事態宣言発令期間中の対面会議開催は自粛する

④ - 1 会議は対面方式からリモート会議を利用する

④ - 2 理事会の対面方式は原則自粛する

④ - 3 意思決定に必要な少人数での会議は、換気や感染対策に注意し開催する

④ - 4 近畿・日ソとの会議も原則リモート会議とする

「具体的な考え方」

- ア) 緊急事態宣言下での大会（試合）や対面での会議は自粛します。
- イ) 宣言発令期間以外の日程であれば、1日の違いであっても開催します。  
逆も同じです。
- ウ) 途中迄、途中からと言った日程になっても、予備日も活用してやれる範囲で試合を実施します。
- エ) 延期された試合は別途開催を準備します。
- オ) なお開催が困難で代表を決定する必要がある場合には、別に定める方法により代表チームを選出します。
- カ) 宣言発令期間が短縮された場合には、状況を考慮して対応します。
- キ) 宣言発令期間が延長された場合には、当初の宣言期間をそのまま延長して対応します。
- ク) 大会を辞退すると棄権扱いとなりますが、ペナルティー等は適用せず、チームや個人の判断を尊重します。
- ケ) 近畿協会・日ソ大会主管時には、原則大阪府協会判断を適用しますが事前に近畿・日ソと協議のうえ決定します。